

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

## 大和市規則第26号

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則（平成18年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「支給の支給」を「支給」に改める。

第16条、第18条第5項及び第24条中「支払い」を「支払」に改める。

第28条第1項中「補装具費支給認定申請書（購入・修理）」を「補装具費支給認定申請書（購入・借受・修理）」に改める。

第29条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 補装具費購入・借受・修理申請受付簿

(4) 補装具費購入・借受・修理支給台帳

第30条第1項中「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）」に、「購入費又は修理費」を「購入等に係る費用」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に改める。

第32条の見出しを「（調査等の委託）」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に、「厚生労働省令で定める者」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人」に改める。

第34条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第33条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、自立支援給付に係る事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、自立支援給付の支給申請を行う障がい者又は障がい児の保護者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により前項の障がい者又は障がい児の保護者が暴力団等に該当するときは、自立支援給付の支給決定を行わない。

別表中「第33条」を「第34条」に改め、同表第36号様式の項中「補装具費支給認定申請書（購入・修理）」を「補装具費支給認定申請書（購入・借受・修理）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。